

平成 29 年度東京都税制調査会  
第 2 回 小委員会

[環境税制に関する資料]

平成 29 年 7 月 6 日

### 「3 環境税制」 目次

資料名	頁
森林環境税（仮称）に関する検討の経緯	1
平成28年度東京都税制調査会答申（森林環境税に関する部分抜粋）	2
森林吸収源対策のための税に関する地方団体の要望等①～②	3
森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況（平成29年4月1日現在）	5
超過課税の使途等	6
我が国の森林の面積等	7
森林整備に係る国・県・市町村の役割と財政負担の状況①～②	8
森林吸収源対策税制に関する検討会（総務省）における森林環境税（仮称）の基本的な制度設計に関する論点と今後のスケジュール	10
森林整備に係る事業の粗いイメージ	11
森林吸収源対策及びその他の自然環境関連政策に係る平成29年度の東京都の予算規模	12

# 森林環境税(仮称)に関する検討の経緯

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号) (抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

(略)

次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
- ヲ 森林吸収源対策(森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。)及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。



年度	与党税制改正大綱(関連部分抜粋)
平成25年度	第三 検討事項 10 (略) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。
平成26年度	第三 検討事項 15 (略) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。
平成27年度	第三 検討事項 14 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。
平成28年度	第一 平成28年度税制改正の基本的考え方 7 森林吸収源対策 (略) このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、 <u>市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。</u>
平成29年度	第一 平成29年度税制改正の基本的考え方 6 森林吸収源対策 (略) このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、 <u>個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。</u>

# 平成28年度東京都税制調査会答申(森林環境税に関する部分抜粋)

## II 税制改革の方向性

### 6 環境税制

#### (4) 森林環境税(森林吸収源対策のための税)

##### (森林環境税の検討)

- ・ ここでは、森林吸収源対策のための税を「森林環境税」という。
- ・ 我が国は現時点で、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で26%削減するとの目標を掲げている。この目標を達成するためには、CO<sub>2</sub>の排出抑制とともに、森林によるCO<sub>2</sub>の吸収が不可欠となる。なお、2014年度の京都議定書に基づく吸収源活動による温室効果ガス吸収量の多くは、森林吸収源対策によるものとされている。
- ・ これまで、多くの市町村が森林整備の財源確保を国に求めてきたが、平成28年度与党税制改正大綱に「森林吸収源対策」が盛り込まれ、「市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))の新たな仕組みを検討する。」と明記された。

##### (森林環境税に関する課題)

- ・ 森林吸収源対策としての森林環境税は、必ずしも当該地域の住民のみが森林整備の便益を享受するわけではなく、特定の県での森林整備の効果が他県にも及ぶことを考慮すれば、森林環境税を全国展開する必要性が高い。
- ・ また、森林環境税は、住民に対して新たに追加的な税負担を課すことで、森林保全に対する住民の関心を高め、森林保全事業の重要性に対する認識を広める効果も期待できる。ただし、個人住民税均等割に上乗せする方式を採用する場合には、所得に対して逆進的な税であることに留意する必要がある。
- ・ 平成28年4月時点で、37府県と1市が課税自主権を活用して、独自に住民税均等割に超過課税を実施している。そこで、全国的な森林環境税を導入する際には、既に実施されている超過課税との関係に配慮し、地方の課税自主権を阻害しないよう、地方自治体の意見を踏まえて調整を行い、合意形成を図っていくことが不可欠である。

# 森林吸収源対策のための税に関する地方団体の要望等①

## 全国知事会：「平成29年度与党税制改正大綱」について (平成28年12月)

森林吸収源のための税については、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされたが、これまで森林整備等に都道府県が積極的に関わってきていることについての対応、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係については示されておらず、また、税金を全額地方税財源とすること等の具体的な制度設計についても触れられていない。

今後の検討にあたっては、地方公共団体の意見も踏まえながらとされていることから、地方の意見を十分に踏まえ、税金は全額地方の税財源となるよう制度設計するとともに、都道府県の役割や都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、しっかりと調整するよう強く求める。

## 関東地方知事会：平成29年度国の施策及び予算に関する提案・要望 (平成28年11月)

また、同大綱(注)で森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討するとされたところであるが、検討に当たっては、地方の意見を取り入れながら、国・都道府県・市町村の役割分担などの課題について十分に整理するとともに、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係を調整した上で、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

注 平成28年度与党税制改正大綱を指す。

## 全国市長会：第87回全国市長会議決定 決議等 (平成29年6月)

森林環境税(仮称)については、その税金を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、具体的な制度設計を行うこと。

## 第71回九都県市首脳会議：地方分権改革の推進に向けた取組について (平成29年5月)

平成29年度与党税制改正大綱において、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされた。今後の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえ、受益と負担のバランスに配慮しつつ、税金全額が地方の税財源となるよう制度設計をするとともに、地方が独自に課税している森林環境税等との関係について、適切に調整すること。

注 「地方分権改革の実現に向けた要求(案)」として掲載されている。

## 全国町村会：(平成29年度与党税制改正大綱に対する意見) (平成28年12月)

本会が長年求めてきた全国森林環境税の創設については、「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記された。

これは、我々町村の悲願実現に向けて大きな前進であり、大綱の取りまとめに際し多大な努力を傾けられた与党関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

注 総務省「第2回 森林吸収源対策税制に関する検討会」(平成29年5月9日)会議資料より抜粋。

## 森林吸収源対策のための税に関する地方団体の要望等②

### 東京都特別区長会:「森林環境税(仮称)」に関する要望について (平成29年6月)

- 特定の森林保有市町村への財政支援のための財源については、地方交付税の法定率を引き上げ、地方交付税による措置を優先すること。
- 新たな財源について、仮に国民に等しく負担を求めるとすれば、以下の点を十分に踏まえて制度設計を行うこと。
  - ・地方税ではなく、国税により対応することとし、個人のみならず法人にも負担を求めること。地方税として徴収した税を他の区市町村へ再配分することは、応益負担の原則から逸脱しており、断じて認められない。
  - ・上記国税の徴収にあたっては、住民税の均等割の枠組を活用することなく、国の責任において徴収すること。
  - ・住民等の理解が得られるよう議論を尽くし、国民や自治体への周知・説明を十分に行うこと。

### 東京都市長会:「森林環境税(仮称)」の創設に関する要望について (平成29年7月)

- 1 制度設計について
  - (1) 市町村が徴収した地方税を他の市町村に再配分することは、応益負担の原則に鑑み、一貫性・整合性を欠くことから、新税は、地方税ではなく、国税とすること。
  - (2) 併せて、低所得者の負担増につながるような観点からも、住民税の均等割の枠組みは活用しないこと。
  - (3) 新税は、国において徴収することとし、徴収事務に関して、市町村に財政負担、事務負担等が生じないようにすること。また、新税に関する苦情等についても、国の責任において対応すること。
  - (4) 新税の税額は、その目的に則して、国民負担を最小限にする合理的な水準とすること。
- 2 財源配分について  
財源の配分に当たっては、森林整備や木材利用に限定することなく、都市部における緑地保全や地球温暖化対策等に資する取組も対象とするなど、森林を有しない自治体の環境施策にも寄与する仕組みとすること。
- 3 制度の周知・説明について  
森林吸収源対策としての制度の趣旨や財源確保策について、都市部の住民も含め、広く国民の理解が得られるよう、十分に周知・説明を行うこと。

### 東京都町村会:平成29年度東京都予算編成に対する重点要望 (平成28年11月)

森林は二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止するほか、木材供給や災害防止など多様な機能を持っている。しかし、森林整備等には、多額の費用を要し、自治体の林野行政の財源強化が急務である。平成28年度の与党税制改正大綱に明記された「全国森林環境税」の新たな仕組みを早急に検討し、早期に実施するよう国に強く働きかけていただきたい。

また、東京都としても森林環境を守る町村に対して財政的な還元をしていく新たな制度の創設や補助の拡充を図るとともに、多摩産材の一層の普及促進を図り、都民への効果的なPRや公共施設等への需要拡大などを図られたい。

# 森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況(平成29年4月1日現在)

○地方団体では、課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税を行っている。都道府県では37団体(京都府・大阪府は平成28年度から)が実施。市町村では、1団体(横浜市)が実施。

○対象税目・税率・用途等については、地方団体が、住民の理解を得ながら、それぞれ独自に決定している。

[税目]個人県民税及び法人県民税

[税率]個人均等割:年額300円～1,200円を上乗せ(38団体)、所得割に0.025%を上乗せ(1団体)

法人均等割:年額500～270,000円を上乗せ(35団体)

○税収規模:319.5億円(平成27年度決算額)

地方団体名	超過課税の税率及び税収額		
	税率		H27税収額 (決算額)
	個人住民税	法人住民税	
岩手県	1,000円	2,000～80,000円	7.4億円
宮城県	1,200円	2,000～80,000円	16.4億円
秋田県	800円	1,600円～64,000円	4.6億円
山形県	1,000円	2,000円～80,000円	6.6億円
福島県	1,000円	2,000円～80,000円	11.2億円
茨城県	1,000円	2,000円～80,000円	17.5億円
栃木県	700円	1,400円～56,000円	8.4億円
群馬県	700円	1,400円～56,000円	8.3億円
神奈川県	均等割:300円 所得割:0.025%増	—	38.9億円
富山県	500円	1,000円～80,000円	3.7億円
石川県	500円	1,000円～40,000円	3.7億円
山梨県	500円	1,000円～40,000円	2.7億円
長野県	500円	1,000円～40,000円	6.7億円
岐阜県	1,000円	2,000円～80,000円	12.0億円
静岡県	400円	1,000円～40,000円	9.8億円
愛知県	500円	1,000円～40,000円	22.4億円
三重県	1,000円	2,000円～80,000円	10.5億円
滋賀県	800円	2,200円～88,000円	7.0億円
京都府	600円	—	—
大阪府	300円	—	—
兵庫県	800円	2,000円～80,000円	24.5億円

地方団体名	超過課税の税率及び税収額		
	税率		H27税収額 (決算額)
	個人住民税	法人住民税	
奈良県	500円	1,000円～40,000円	3.7億円
和歌山県	500円	1,000円～40,000円	2.7億円
鳥取県	500円	1,000円～40,000円	1.8億円
島根県	500円	1,000円～40,000円	2.1億円
岡山県	500円	1,000円～40,000円	5.5億円
広島県	500円	1,000円～40,000円	8.4億円
山口県	500円	1,000円～40,000円	4.0億円
愛媛県	700円	1,400円～56,000円	5.4億円
高知県	500円	一律500円	1.7億円
福岡県	500円	1,000円～40,000円	13.7億円
佐賀県	500円	1,000円～40,000円	2.4億円
長崎県	500円	1,000円～40,000円	3.8億円
熊本県	500円	1,000円～40,000円	4.9億円
大分県	500円	1,000円～40,000円	3.3億円
宮崎県	500円	1,000円～40,000円	3.1億円
鹿児島県	500円	1,000円～40,000円	4.4億円
横浜市	900円	4,500円～270,000円	26.3億円
合計			319.5億円

※標準税率 個人県民税 均等割年額:1,500円、所得割4%  
 法人県民税 均等割:資本金等の額に応じ、20,000円～800,000円  
 個人市民税 均等割:年額3,500円、所得割6%  
 法人市民税 均等割:資本金等の額に応じ、50,000円～3,000,000円

注1 総務省「第2回 森林吸収源対策税制に関する検討会」(平成29年5月9日)会議資料より作成。

2 富山県は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度については、最大100,000円を法人住民税に上乗せする。

# 超過課税の用途等

○ 現在37府県が導入している超過課税(以下「府県の超過課税」という。)の用途については、約5割が間伐等の森林整備となっているが、各府県の独自の判断により、都市緑化等の森林・林業関係以外や、木材利用促進、普及・啓発などの森林整備以外へも幅広く活用されている状況。

## H27決算見込み等 ※

313.5億円(37府県)  
[100%]



【その他の内訳】

治山・流木対策	22.6億円(10府県)
木材利用促進	21.3億円(23府県)
普及・啓発	12.0億円(35府県)
松枯れ木等処理	8.4億円(14府県)
シカ個体数調整等	6.4億円(8県)
森林環境教育	4.5億円(22県) 等

注1 総務省「第2回 森林吸収源対策税制に関する検討会」(平成29年5月9日)会議資料より抜粋。  
2 事業を単位に分類・集計しており、複数の事業メニューを含む場合は主たるメニューで分類し、金額を一括計上している。



# 我が国の森林の面積等

- 日本の森林面積は、国土面積の約3分の2にあたる約2,500万haである。
- 東京都の森林面積は約8万haであり、日本の森林面積の約0.3%にあたる。森林面積・森林率ともに、東京都は国内で低い水準である。

都道府県別の森林面積・日本全体の森林面積に占める割合・森林率一覧

	森林面積 (ha)	日本全体の森林面積に占める割合	森林率
北海道	5,542,533	22.1%	70.7%
青森県	634,785	2.5%	66.1%
岩手県	1,172,463	4.7%	76.7%
宮城県	417,924	1.7%	57.4%
秋田県	839,536	3.3%	72.3%
山形県	668,593	2.7%	71.7%
福島県	975,456	3.9%	70.8%
茨城県	187,508	0.7%	30.8%
栃木県	350,114	1.4%	54.6%
群馬県	424,171	1.7%	66.7%
埼玉県	121,261	0.5%	31.9%
千葉県	159,465	0.6%	30.9%
<b>東京都</b>	<b>79,382</b>	<b>0.3%</b>	<b>36.3%</b>
神奈川県	94,915	0.4%	39.3%
新潟県	856,935	3.4%	68.1%
富山県	283,982	1.1%	66.9%
石川県	286,413	1.1%	68.4%
福井県	312,313	1.2%	74.5%
山梨県	347,689	1.4%	77.9%
長野県	1,069,673	4.3%	78.9%
岐阜県	861,636	3.4%	81.1%
静岡県	501,007	2.0%	64.4%
愛知県	219,035	0.9%	42.4%
三重県	372,600	1.5%	64.5%

	森林面積 (ha)	日本全体の森林面積に占める割合	森林率
滋賀県	204,250	0.8%	50.8%
京都府	342,604	1.4%	74.3%
大阪府	57,969	0.2%	30.5%
兵庫県	560,664	2.2%	66.8%
奈良県	284,791	1.1%	77.2%
和歌山県	363,041	1.4%	76.8%
鳥取県	258,926	1.0%	73.8%
島根県	525,589	2.1%	78.4%
岡山県	483,808	1.9%	68.0%
広島県	612,133	2.4%	72.2%
山口県	437,407	1.7%	71.5%
徳島県	313,863	1.3%	75.7%
香川県	87,577	0.3%	46.7%
愛媛県	401,114	1.6%	70.6%
高知県	596,783	2.4%	84.0%
福岡県	221,801	0.9%	44.6%
佐賀県	111,115	0.4%	45.5%
長崎県	242,560	1.0%	59.1%
熊本県	463,833	1.8%	62.6%
大分県	453,492	1.8%	71.5%
宮崎県	589,878	2.4%	76.3%
鹿児島県	584,226	2.3%	63.6%
沖縄県	104,580	0.4%	45.9%
合計	25,081,390	100.0%	67.3%

## 森林面積 広さ順

1位	北海道	5,542,533ha
2位	岩手県	1,172,463ha
3位	長野県	1,069,673ha
4位	福島県	975,456ha
5位	岐阜県	861,636ha
)		
43位	沖縄県	104,580ha
44位	神奈川県	94,915ha
45位	香川県	87,577ha
46位	<b>東京都</b>	79,382ha
47位	大阪府	57,969ha

## 森林率 高さ順

1位	高知県	84.0%
2位	岐阜県	81.1%
3位	長野県	78.9%
4位	島根県	78.4%
5位	山梨県	77.9%
)		
43位	<b>東京都</b>	36.3%
44位	埼玉県	31.9%
45位	千葉県	30.9%
46位	茨城県	30.8%
47位	大阪府	30.5%

注1 林野庁「都道府県別森林率・人工林率(平成24年3月31日現在)」より作成。

2 森林率とは、各都道府県の国土面積に占める森林面積の割合。

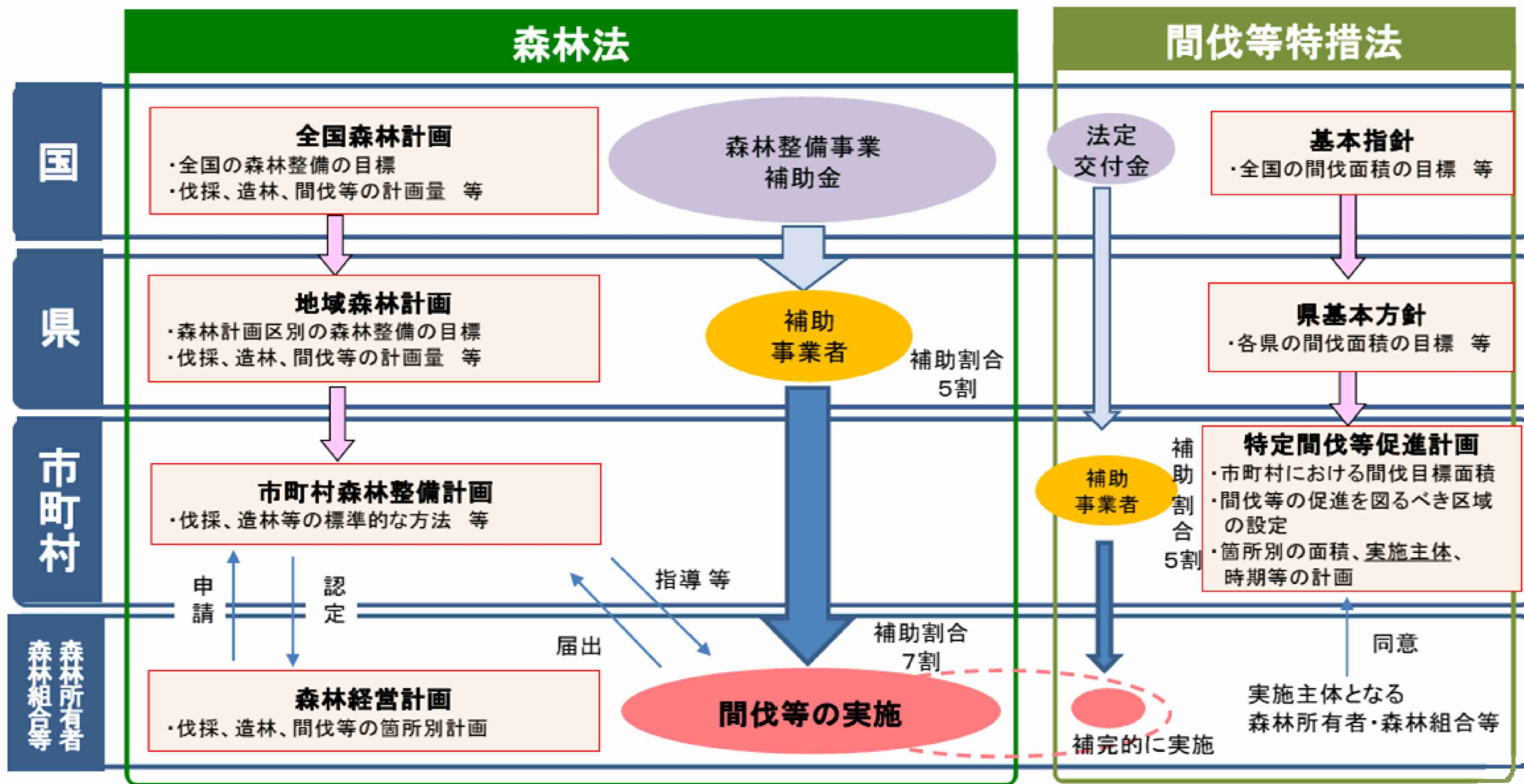
3 森林率の計算の基となる国土面積は、全国市町村要覧平成24年版による。

4 全国及び北海道の森林率は北方領土を除き、青森県及び秋田県の森林率は十和田湖を除き算出した。

5 四捨五入の関係上、合計が各項目の計と一致しない場合がある。

# 森林整備に係る国・県・市町村の役割と財政負担の状況①

- 民有林における森林整備は、「森林法」に基づき 国・県が示す長期の整備目標と市町村が示す標準的な施業方法等の下で、国庫補助金を活用しつつ、森林所有者や森林組合等による自発的な施業を促すことが基本。所有者・森林組合等への補助は県が行い、市町村は所有者・森林組合等が作成する箇所別計画(森林経営計画)の認定等を実施。
- また、森林吸収源対策の推進のための「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(間伐等特措法)では、市町村は、間伐等の促進を特に図るべき区域について、地域の実情に応じた具体的かつ実効性の高い箇所別計画をとりまとめ、国からの法定交付金を用いて支援を実施。



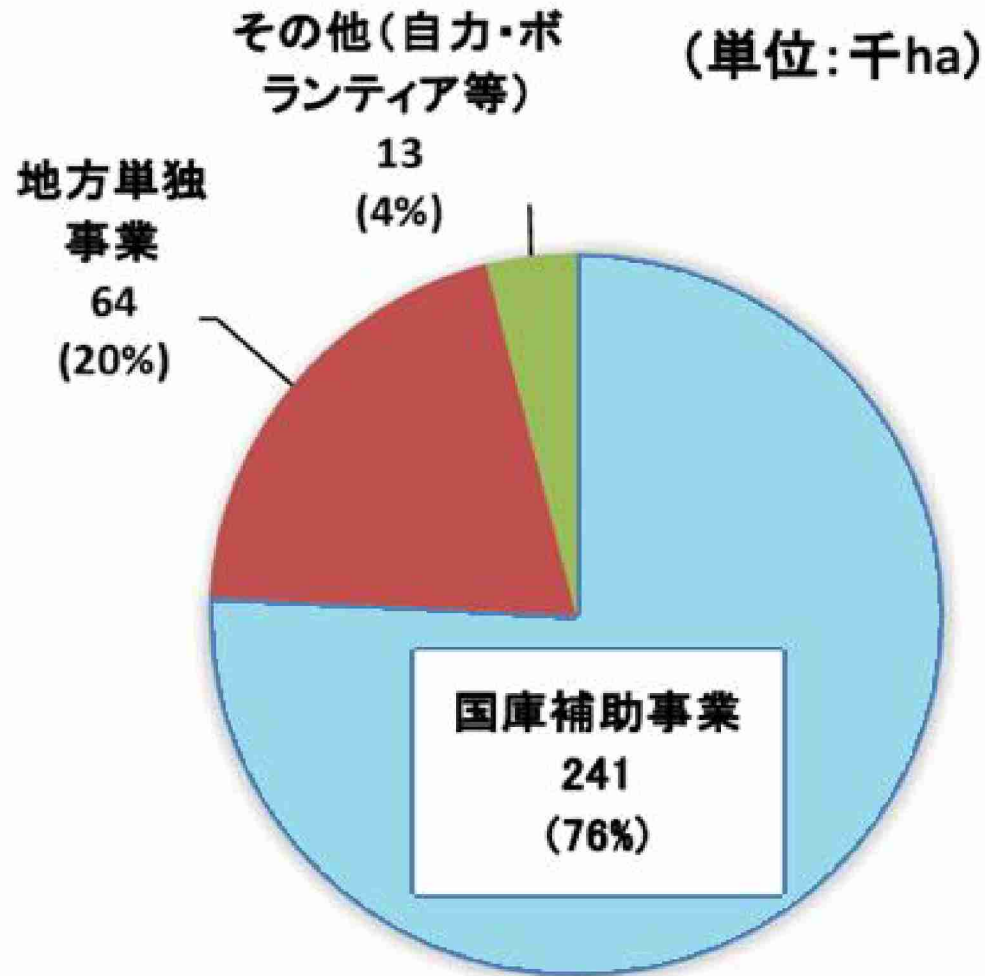
注 総務省「第2回 森林吸収源対策税制に関する検討会」(平成29年5月9日)会議資料より抜粋。

## 森林整備に係る国・県・市町村の役割と財政負担の状況②

- 民有林における平成27年度間伐の実施状況を見ると、
- ①事業種別では、全体の約3/4は国からの補助を受けて実施。
  - ②事業主体別では、都道府県及び市町村が2割ずつ、森林組合等が6割を占めている。

### ■間伐の実施状況

#### ①事業種別



#### ②実施主体別

(単位:千ha)

事業種 \ 実施主体	都道府県	市町村	森林組合等	計
国庫補助事業	43	46	153	241
地方単独事業	21	21	23	64
都道府県のみ負担	20	8	19	48
都道府県と市町村が負担	0	6	3	9
市町村のみ負担	0	6	1	7
その他			13	13
計	64	66	189	319
	20%	21%	59%	

注1 総務省「第2回 森林吸収源対策税制に関する検討会」(平成29年5月9日)会議資料より抜粋。

2 平成27年度の森林吸収源対策の実績として把握した間伐実施面積(水源林造成事業は除く)。

3 計の不一致は四捨五入による。

# 森林吸収源対策税制に関する検討会(総務省)における 森林環境税(仮称)の基本的な制度設計に関する論点と今後のスケジュール

## ＜基本的な制度設計に関する検討の状況＞

### 第3回検討会(平成29年6月22日)

#### 論点1 税の目的・性格

- ① 森林環境税(仮称)の必要性
- ② 森林環境税(仮称)活用による目指すべき成果  
※要確認事項 森林整備等が市町村主体である理由  
市町村主体による森林整備等における都道府県の役割
- ③ 森林環境税(仮称)の性格
  - ・・・森林整備等のための特定財源
  - 国民一人一人が広く負担

#### 論点2 基本的な枠組み

- ① 森林環境税(仮称)の納税義務者
  - ・・・個人住民税均等割の枠組みの活用

#### 論点3 税収の使途

- 森林環境税(仮称)の税収の使途
- ・・・税収の使途の対象の範囲
  - ・・・森林の少ない都市部の扱い
  - ・・・使途の範囲と税収規模の関係

### 第4回検討会で検討予定

#### 論点2 基本的な枠組み

- (第3回検討会における森林環境税(仮称)の性格、負担のあり方の議論を踏まえた上で)
- ② 森林環境税(仮称)の配分の制度設計
    - ・・・特定財源として市町村へ配分

#### 論点4 税収の配分

- (第3回検討会における税収の使途の議論を踏まえた上で)
- 配分の基準

#### 論点5 都道府県等における超過課税との関係

- 森林環境税(仮称)と既に府県等が実施している  
超過課税との関係

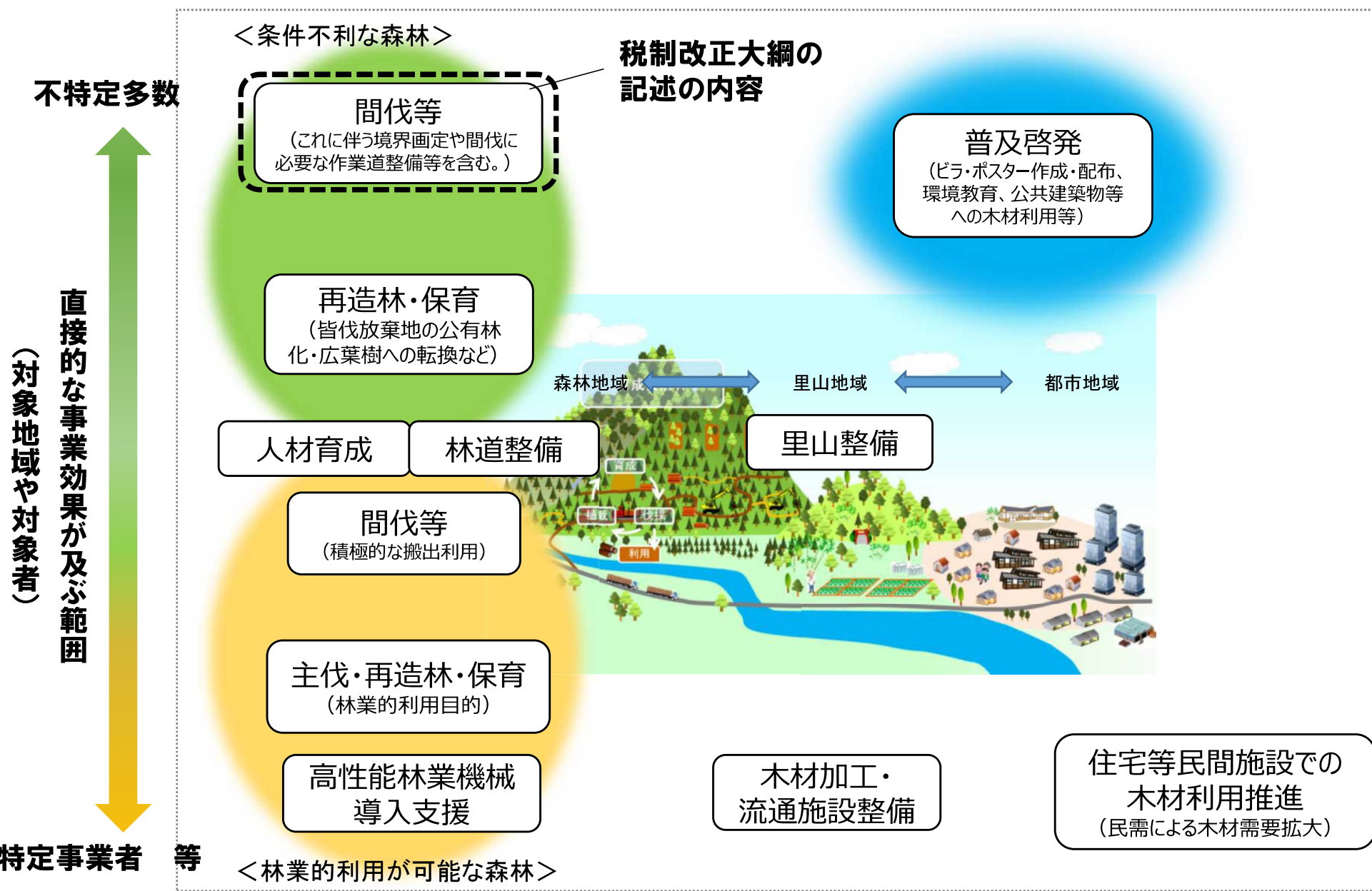
## ＜今後のスケジュール＞平成29年度夏に中間とりまとめ、秋に最終とりまとめを目指す。

# 森林整備に関する事業の粗いイメージ

事業実施地域

森林地域

都市地域



注 総務省「第3回 森林吸収源対策税制に関する検討会」(平成29年6月22日)会議資料より抜粋。

# 森林吸収源対策及びその他の自然環境関連政策に係る平成29年度の東京都の予算規模

東京都(平成29年度予算)  
一般会計予算歳出総額 6兆9,540億円

[森林面積 約8万ha] 全国の森林面積の0.3%

<b>林産費(産業労働局)</b>	<b>50.0億円</b>
<b>【内訳】</b>	
☆ 森林計画及び情報提供等	4.8億円
☆ 森林づくりの推進	38.2億円
・造林対策	・都有林及び都行造林管理
・種苗確保等	・間伐対策
・森林循環促進事業	・林道整備
・治山事業	・林道整備促進事業
・森林経営強化事業	
☆ 森林産業の育成	7.0億円
・林業・木材産業構造改革事業	
・林業普及指導	・木製材生産流通対策
・林業労働力対策	・林業金融対策

<b>自然環境費(環境局)</b>	<b>80.3億円</b>
<b>【内訳】</b>	
☆ 自然の保護と回復に関する施策の推進	6.7億円
☆ 水環境対策の推進	10.7億円
☆ 緑地保全策の推進	30.4億円
☆ 自然公園の管理等	23.0億円
☆ 小笠原諸島の世界自然遺産保全事業	8.5億円
☆ 自然公園等の適正利用の推進	1.0億円

<参考1:東京都水道局(平成27年度決算)>  
事業費総額 2,979.0億円

[東京都水道局の水道水源林面積:約2万ha]

☆ 水道水源林に係る費用	<b>19.0億円</b>
・造林作業	・管理作業
・経営調査	等

※ 収益3,326.2億円のうち、一般会計からの補助は1.5億円。

<参考2:北海道(平成29年度予算)>  
一般会計予算歳出総額 2兆7,534億円

[森林面積 約554万ha] 全国の森林面積の22.1%

<b>水産林務費のうち林業関係(水産林務部)</b>	<b>224.5億円</b>
<b>【内訳】</b>	
☆ 森林の整備の推進及び保全の確保	184.8億円
・森林整備地域活動支援 交付金	・地域森林計画編成事業費
・森林整備(造林・林道) 事業費	・未来につなぐ森づくり 推進事業費補助金
・クリーンラーチ増産推進 事業費	・優良種苗確保事業費
・エゾシカ森林被害防止 強化対策事業費	・治山事業費
☆ 林業の健全な発展	3.9億円
・クール林業担い手確保 対策事業費	・森林整備担い手対策 推進費
・次世代木材生産・供給 システム構築事業費	
☆ 木材産業等の健全な発展	6.6億円
・林業・木材産業構造改革事業費	
☆ 森林づくりに関する技術の向上	0.1億円
・林業普及指導費	
☆ 道有林野の管理運営	26.7億円
・道有林野事業費	・道有林エゾシカ緊急対策 事業費
[森林整備・管理関係]	
☆ 道民の理解の促進	0.3億円
・木育推進事業費	・北海道森づくりフェスタ 開催費
・道民との協働の 森づくり推進事業費	
☆ 青少年の学習機会の確保	1.9億円
・道立の森維持運営費	
☆ 道民等の自発的な活動の促進	0.2億円
・地域と連携した森林づくり 活動参加促進事業費	・森林・山村多面的機能 発揮対策推進費

**環境生活費のうち自然環境関係(環境生活部)** 1.6億円

<b>【内訳】</b>	
☆ 自然環境及び生活環境の保全	0.4億円
・自然環境保全監視費	・知床地域自然環境保管理費
☆ 野生生物等の適正な管理	1.2億円
・生物多様性保全推進 事業費	・エゾシカ指定管理鳥獣 捕獲等事業費
・エゾシカ夜間銃撃対策 検討事業費	
・エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費	

<参考3:国(平成29年度予算)>  
一般会計予算歳出総額 97兆4,547億円

[森林面積 約2,508万ha]

<b>林野庁関係予算</b>	<b>2,956億円</b>
<b>【内訳】</b>	
☆ 森林整備事業	1,203億円
・間伐	・路網整備
・主伐後の再造林	・鳥獣害防止施設の設置・改良
・伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化	
・気象害を受け、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林について ①公的主体による間伐 ②針広混交林への誘導 ③被害森林の整備	
☆ 治山事業	597億円
・治山施設の設置	・荒廃山地の復旧整備
・保安林の針広混交林化	・治山事業の省力化・効率化
☆ 災害復旧等事業費	100億円
☆ 非公共事業に分類されるもの	1,055億円
・次世代林業基盤づくり交付金	・施業集約化の加速化
・新たな木材需要創出総合 プロジェクト	・森林・山村多面的機能 発揮対策
・鳥獣被害防止対策の推進	・森林・林業人材育成対策
・森林景観を活かした観光資源の創出事業	・花粉発生源対策の推進
・森林病害虫等被害対策事業	等

環境省予算のうち、  
生物多様性の保全と自然との共生の推進に係る予算 **159.7億円**

<b>【内訳】</b>	
☆ 環境保全施設整備費	11.3億円
・国立公園満喫プロジェクト	
☆ 生物多様性保全等推進費 (環境省本部分・地方環境事務所分を合計)	77.3億円
・自然環境保全基礎調査費	・地球規模生物多様性 モニタリング推進事業費
・地球循環共生圏構築事業	・生物多様性国家戦略 推進費
・外来生物対策管理事業費	・自然再生活動推進費
・指定管理鳥獣捕獲等事業	・特定野生生物保護対策費 等
☆ 自然公園等事業費	71.1億円

注1 東京都財務局「一般会計予算説明書平成29年度」、東京都水道局「平成27年度東京都水道事業会計決算書」、北海道「平成29年度予算の概要」、林野庁「平成29年度林野庁予算の概要」、財務省「政策ごとの予算との対応について」等により作成。  
2 北海道の予算は、各部の「施策概要」に記載されている予算から関係予算を抜き出したもの。